

令和5年度前橋市学生向けまちなか居住促進事業補助金交付要項

令和5年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気21 1F） 電話 027-210-2188 電子メールアドレス nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

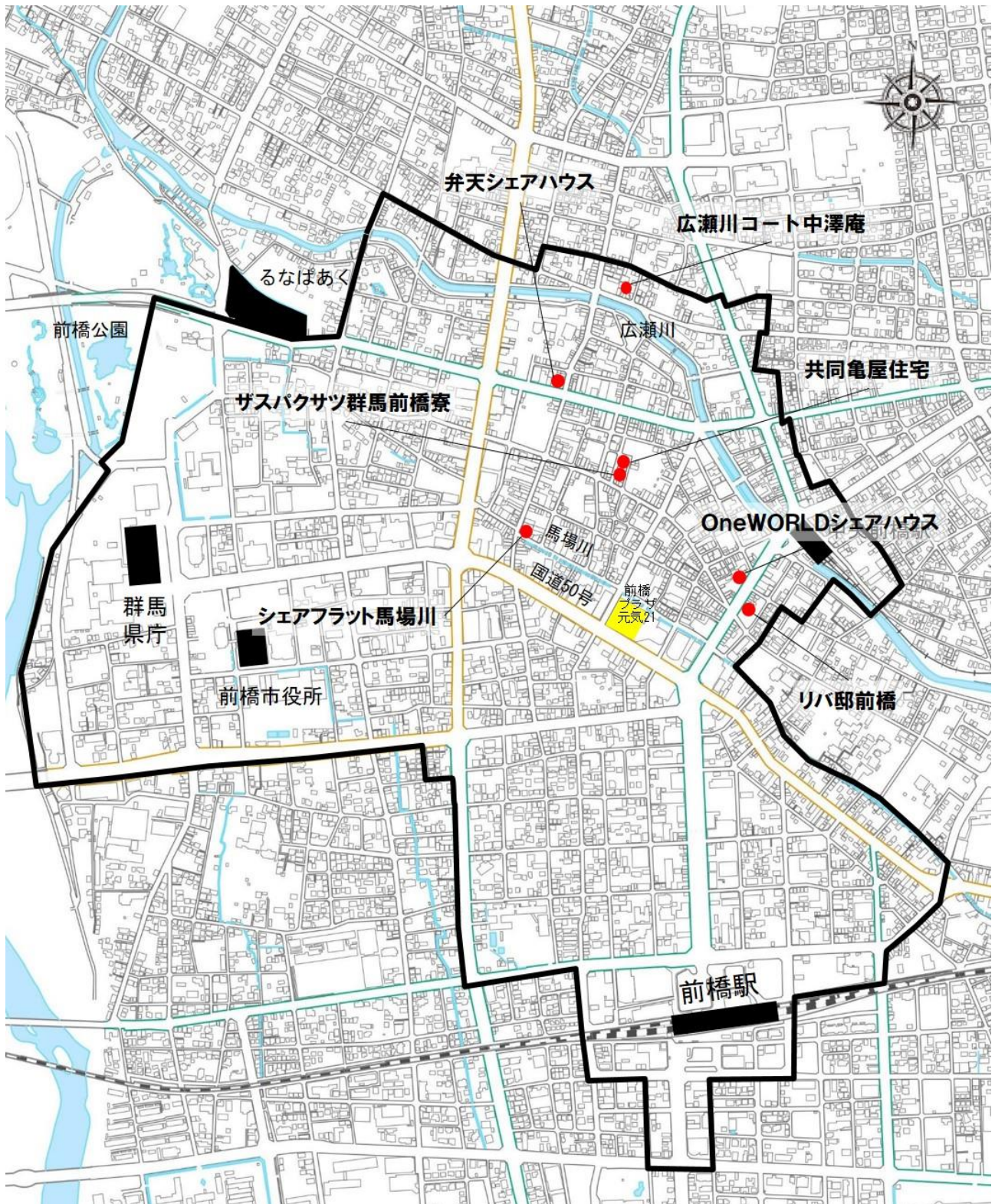
交付目的	まちなかにおける学生等の居住費用の一部を補助することにより、若年層のまちなか居住を促進し、新たなまちづくりの担い手の育成と活力あるまちなかの形成を図ることを目的とします。
内容	用語の定義 1 指定シェアハウス 世帯の構成員でない数人が共同生活を送る宿舎であり、キッチンやトイレ、浴室などが共用で、寝室は個別に部屋が用意されているもので以下に掲げるもの (1) 共同亀屋住宅(オリオン通り) (2) シェアフラット馬場川(馬場川通り) (3) 弁天シェアハウス(弁天通り) (4) リバ邸前橋(八展通り) (5) ザスパクサツ群馬前橋寮(オリオン通り) (6) OneWORLDシェアハウス(八展通り) (7) 広瀬川コート中澤庵(広瀬川沿い) (8) 対象区域内(別図参照)において新規に開業したシェアハウスで市長が認めたもの 2 特定の学校 次のいずれかの学校を指します。 (1) 学校教育法に規定する大学(学部・大学院)、短期大学、高等専門学校並びに高等学校 (2) 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの (3) 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの 3 外国人留学生 「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、我が国の大学(学部・大学院)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生のことを指します。
補助事業者	この補助金の交付の対象となる者は、交付申請日において、次のいずれにも該当する個人とします。 (1) この要項の適用日以降に指定シェアハウスへ転居し、又は適用日以前から指定シェアハウスに居住していること。 (2) 指定シェアハウスを住所地として、住民登録を行っている

		<p>こと。</p> <p>(3)前橋市近郊にある特定の学校に在籍する学生又は生徒（外国人留学生を含む）であり、交付申請日において、年齢が15歳以上30歳以下であること。</p> <p>(4)前橋市暴力団排除条例を遵守していること。</p>
	交付の対象となる経費	<p>この補助金の交付の対象となる経費は、指定シェアハウスの家賃とし、家賃以外の入居に関わる費用（共益費や敷金・礼金、駐車場代、転居費用等）は対象経費になりません。</p> <p>※補助の対象となる月から起算して、連続する24か月を限度とします。</p>
	交付金額	<p>交付金額は、月額7千円と月額家賃の3分の1の額のいずれか低い方とし、予算の範囲内で交付します。</p> <p>ただし、居住期間が1か月に満たない月にあつては、上記金額を当該月の日数に基づき日割計算（小数点以下切捨）で算定することとします。</p>
	交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 3 補助事業者は、補助金を受給する間は、活性化区域内において、市が定める基準を満たす「まちづくり活動」を実施し、まちづくり活動報告書（様式第6号）により、大学生の場合は四半期ごとに、高校生の場合は半年ごとに、報告しなければなりません。 4 補助事業者は、指定シェアハウスの近隣商店街に関心をもち、当該商店街活動に協力するよう努めなければなりません。 5 補助事業者は、政治活動や宗教活動（勧誘行為を含む）を目的として、指定シェアハウスに居住することはできません。
交付申請の手続等	交付申請の方法、時期等	<p>令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に、次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能（実績報告、請求も含む。）です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（様式第1号） 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者本人の住民票の写し (2) 賃貸借契約書の写し (3) 学生証等の特定の学校に在学していることがわかる資料 (4) 同意書兼誓約書（様式第11号） (5) その他市長が必要と認める書類

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。概算払を希望する場合は、概算払を必要とする理由、時期、金額等を具体的に記載した概算払を必要とする理由書（様式第7号）を添付してください。</p> </div> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
請求の方法、支払時期等	<p>1 概算払により請求する場合</p> <p>(1) 補助金の交付申請時に、概算払を必要とする理由書を提出してください。</p> <p>(2) 概算払請求時まで、その時期に、その金額の概算払を必要とする理由書を提出してください。理由書の内容を審査し、概算払をする額等を決定します。</p> <p>(3) 実績報告書の提出後、補助金額が確定しますので、補助金額が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p> <p>2 概算払によらずに請求する場合</p> <p>(1) 実績報告書の提出後、補助金額を確定します。</p> <p>(2) 補助金額が確定した後、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p> <p>3 請求後、内容を審査の上、支払います。</p>
対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようする場合は、変更等の手続が必要となります。</p> <p>2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
変更等承認決定の時期等	変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。
実績報告書の提出	<p>1 事業完了後、又は指定シェアハウスの退去後30日以内までに、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第8号）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 家賃の支払を確認できる書類</p> <p style="margin-left: 20px;">イ その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し</p>

		<p>たとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合超える部分の金額</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 変更等承認申請書（様式第3号）</p> <p>4 変更等承認通知書（様式第4号）</p> <p>5 補助金概算払請求書（様式第5号）</p> <p>6 まちづくり活動報告書（様式第6号）</p> <p>7 概算払理由書（様式第7号）</p> <p>8 実績報告書（様式第8号）</p> <p>9 補助金額確定通知書（様式第9号）</p> <p>10 補助金精算書兼交付請求書（様式第10号）</p> <p>11 誓約書兼同意書（様式第11号）</p>

別図 令和5年度前橋市学生向けまちなか居住促進事業補助金
対象区域



※境界線の外側に接するシェアハウスについても対象区域に含めます